内閣府よりお知らせ

「**重要土地等調査法**」[※] に基づき、

令和５年２月１日（水）に、

「**注視区域**」・「**特別注視区域**」の **指定**

が施行されました。

[※] 正式な法律名：「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」

【 重要土地等調査法について 】

◆ 国は、重要施設（防衛関係施設等）の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を、「注視区域」・「特別注視区域」として指定します。

◆ 区域の指定が施行されると、その区域内で重要施設等の機能を阻害する行為（機能阻害行為）が行われていないか調査します。

◆ 機能阻害行為が確認されましたら、土地や建物の利用者に対し、機能を阻害する利用の中止等の勧告・命令を行うこととしております。

お住いの地域が「注視区域」・「特別注視区域」として指定されているかどうかは、この冊子に差し込まれている図面をご参照ください。
なお、より詳細な図面を、内閣府のホームページ（４ページに記載）に掲載していますので、あわせてご参照ください。

「特別注視区域」にある土地・建物については、所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への届出が必要となります。

	内　容	備　考
届出の対象	面積（建物[※]の場合は、各階の床面積の合計）が 200平方メートル以上 の土地及び建物	[※] マンションは、専有部分の床面積が200平方メートル以上である場合、届出の対象になります。
届出の対象となる契約	売買、贈与、交換、形成権(予約完結権、買戻権)の譲渡等（これらの予約である場合も含みます。）	賃貸借、相続等は対象外です。
届出を行う必要がある者	契約の当事者	売主と買主の双方が届出を行う必要があります。
届出の期限	契約締結前（一部を除く。）	―
届出事項	• 当事者の氏名又は名称及び住所[※] • 土地等の所在及び面積 • 土地等に関する所有権等の種別及び内容 • 土地等の利用目的 • 譲受け予定者等の国籍等 • 土地等の利用の現況 • 契約予定日	[※] 法人の場合は、その代表者の氏名も必要となります。

届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。

届出様式（記載例）

記載例

別記様式第三（第四条関係）

売主と買主が連名で届出を行う場合の様式
※売主又は買主が単独で届出を行うこともできます。

土地等売買等届出書

２０××年××月××日

内閣総理大臣　殿

届出者（譲渡し予定者等）
住　所　Ａ県Ｂ市〇〇一丁目２番３号
氏　名　乙山　次郎
連絡先　×××－××××－××××

届出者（譲受け予定者等）
住　所　Ａ県Ｂ市〇〇一丁目１番１号
株式会社△△不動産
氏　名　代表取締役　甲野　太郎
国籍等　日本
（法人の場合）府令第５条第１項第２号該当性　□該当　☑非該当
担当者　■■
連絡先　×××－××××－××××

譲受け予定者等が法人の場合は、「該当」又は「非該当」のいずれかにチェック（レ点記入）が必要

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

土地又は建物ごとに、それぞれ一つずつ記載

代表者が日本の国籍を有しない場合等には、「該当」にチェック（レ点記入）

記

１　土地等に関する事項

	所在	面積（床面積）	利用の現況
☑土地 □建物	Ａ県Ｂ市△△一丁目１番２	370.00 ㎡	宅地
□土地 ☑建物	Ａ県Ｂ市△△一丁目１番２　１番２の１	290.00 ㎡	居宅

２　所有権等の種別・内容　☑所有権　の移転　（内容：　）
□その他（　）の□移転　□設定　（内容：　）

３　利　用　目　的　宅地、居宅

４　契　約　予　定　日　２０××年××月××日

届出の対象となる権利が所有権の場合は、「所有権」にチェック（レ点記入）

届出先

郵送で届出を行う場合

〒100－8914　東京都千代田区永田町 1－6－1
内閣府 政策統括官（重要土地担当）届出担当

オンラインで届出を行う場合

内閣府のホームページ（裏面に記載）にある専用サイトにアクセス

以上のほかにも、届出に関する手続きや様式・記載要領を、内閣府のホームページ（裏面に記載）に掲載していますので、ご参照ください。

よくあるご質問

Q1 自分の土地や建物が指定された区域内にあるかどうかは、どのようにして調べることができますか？

A1 下記の内閣府のホームページに詳細な区域の図を掲載していますので、そちらでご確認ください。

Q2 区域指定によって、土地や建物の取引ができなくなりますか？
また、日常生活や事業活動にどのような影響が生じますか？

A2 特別注視区域内においては、土地や建物の売買等にあたり、届出が必要となる場合がありますが、不動産の取引自体を規制するものではありません。
また、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動には影響ありません。

Q3 調査とは具体的にどのようなものですか？
思想や信条に係る情報も調査対象ですか ？

A3 不動産登記簿等の収集を基本とした調査を国が行います。
思想や信条に係る情報を含め、その土地や建物の利用に関連しない情報を調査することはありません。

お問い合わせ先

内閣府重要土地等調査法コールセンター
TEL：0570−001−125 （平日 9:30〜17:30）

内閣府のホームページ

https://www.cao.go.jp/tochi-chosa

内閣府　重要土地　検索

内閣府政策統括官（重要土地担当）

北海道枝幸郡枝幸町

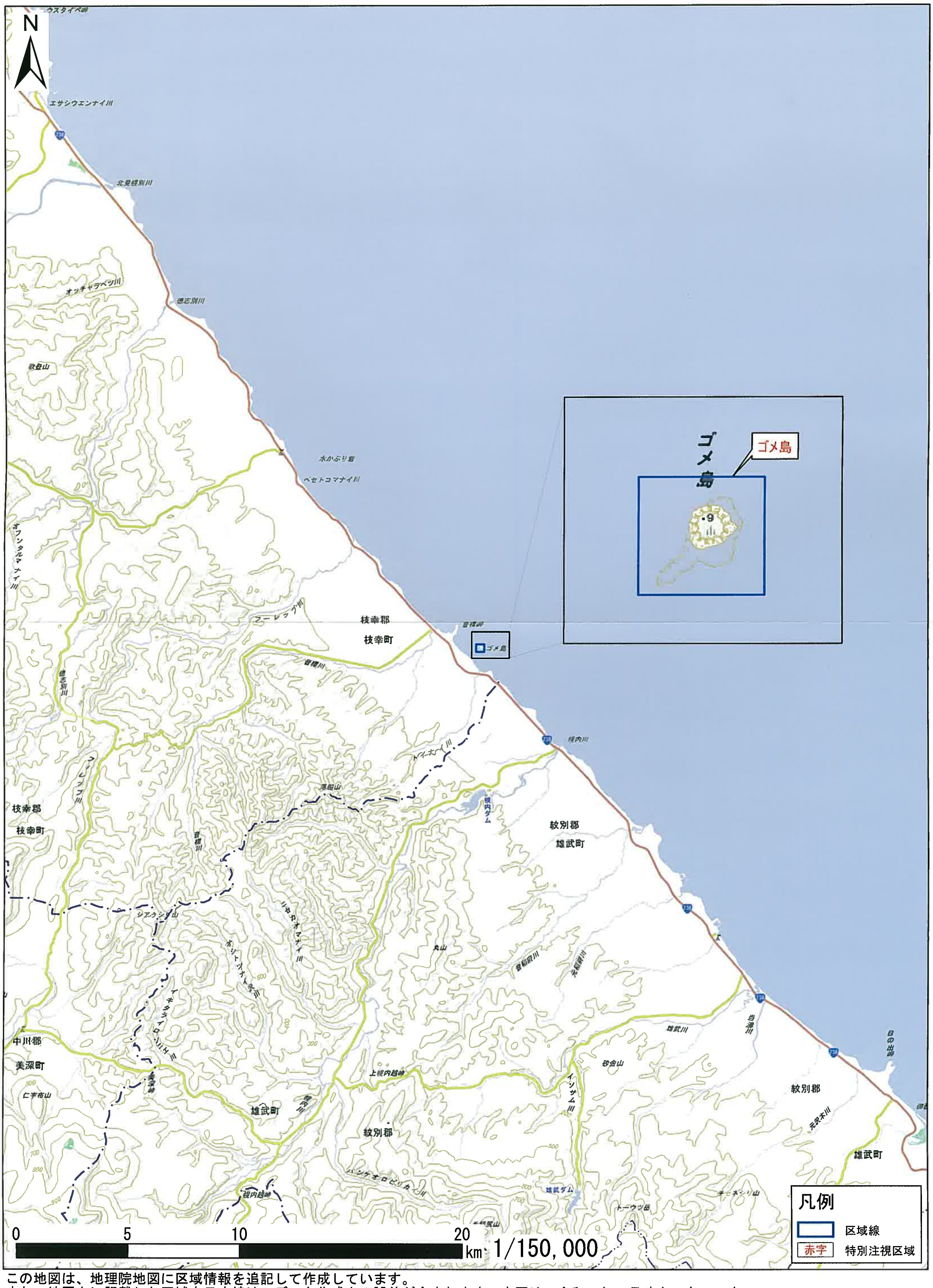

この地図は、地理院地図に区域情報を追記して作成しています。
また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差が含まれます。本図は、令和４年９月時点のものです。